

小谷村 第6次総合計画

後期基本計画

ダイジェスト版

豊かな自然 力をあわせ
元気に暮らす小谷村

基本構想 令和3年度～令和12年度
後期基本計画 令和8年度～令和12年度

豊かな自然 力をあわせ 元気に暮らす小谷村



小谷村第6次総合計画 後期基本計画

小谷村長 中村 義明

小谷村は、将来に向けて抱える多くの課題に対して、総合計画と小谷村総合戦略を一体化した「小谷村第6次総合計画」を令和3年4月に策定し、以後10年間の村の指針として進めております。

策定当時は、新型コロナウイルスという未知の感染症が拡大し、多くの尊い命が失われているような中での計画となり、ご審議いただいた各位には大変な思いの中で、村の進むべき方針を作り上げていただきました。ここに改めて御礼を申し上げます。

さて、村では「豊かな自然 力を合わせ 元気に暮らす小谷村」としたキャッチフレーズのもと、第6次総合計画における「5つの基本目標・16の施策項目」に対して前半5年間の前期基本計画に沿って進めてまいりました。しかし、計画と乖離している部分や、実現できていない部分などがあった場合、見直しを図らなければ計画の実現に至りませんので、現在の進捗状況を的確に把握し、今後の計画実現に向けていくために「後期基本計画」を策定し、10年間の目標達成を目指していくものであります。

一部の実施状況を申しますと、年間観光客入込客数については、重要業績評価指標（KPI）にある目標数値が900,000人のところ、令和6年で1,028,200人の実績値でA評価となっている一方で、介護予防事業への参加率においては、目標数値160人・15.0%のところ、令和6年で134人・14.1%といった数値でE評価となっている項目もあり、施策の再検討が必要となっていることが見て取れるところであります。

このように、それぞれの重要業績評価指標を分析し、後期基本計画策定に向けての判断としてまいりました。

「後期基本計画」の策定にあたっては、住民アンケートにご協力いただいた村民の皆様をはじめ、計画案をご審議いただいた「小谷村振興計画審議会」委員の皆様、小谷村議会、関係各位には、長時間にわたるご審議に心から感謝を申し上げますとともに、今後5年間の指針を導き出していただきましたことに改めて御礼を申し上げます。

また、この計画の実施にあたりましては、村民の皆様がいつでも「明るく、楽しく、元気に！」活躍できるよう進めるとともに、皆様の更なるご支援ご協力をいただきますようお願い申し上げます。小谷村第6次総合計画「後期基本計画」策定のご挨拶といたします。

令和8年3月

計画の目的（村の目指すべき姿）

急速な少子高齢化や人口の減少、景気の低迷に加え高度情報化の発達など、村を取り巻く環境は大きく変化し続けるなか、住民サービスの向上や、地域コミュニティと人口の維持を目標にした地方創生に特化した施策などを本計画へ明記しています。一方で、地方分権の一層の進展と国財政の窮迫に伴う補助金等の削減により、村の行財政運営も厳しさを増しています。

このように急速に変化する社会経済情勢を的確に把握し、地域のニーズを捉え、村づくりの新たな指針として「小谷村第6次総合計画」を策定しています。



計画の構成

1 基本構想

村づくりの将来像を掲げ、その実現に向けた基本目標や施策の大綱を示します。長期的・総合的に行政運営を行うための基本となります。計画期間は令和3年度から令和12年度の10年間です。

2 基本計画

基本構想で掲げた村づくりの目標実現のために、各分野における現状と課題を示し、施策の内容を具現化するものです。計画期間は令和8年度から令和12年度の5年間を「後期基本計画」とします。

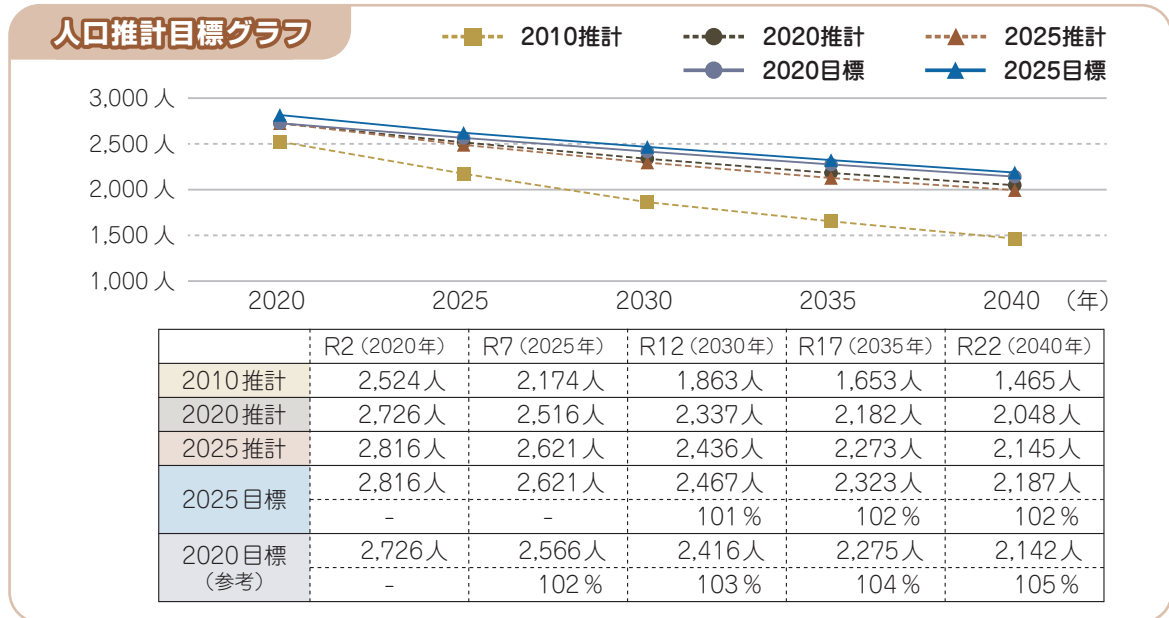
3 実施計画

基本計画で示した施策の実現のため、具体的な事業内容や優先順位、財源等の財政的な検討も含めた中で策定し、予算編成の指針となります。計画期間は3年間として別途策定し、毎年その内容の見直し・評価を行うことで事業を実施していきます。



人口ビジョン

日本国内における総人口の長期的推移から分かる通り、東京都中心部は人口の一極集中が続いているものの、日本国内においては人口減少傾向が続くと見込まれています。このため、東京都中心部以外の都市部、地方部においては、人口減少という共通課題に取り組んでいく必要があります。

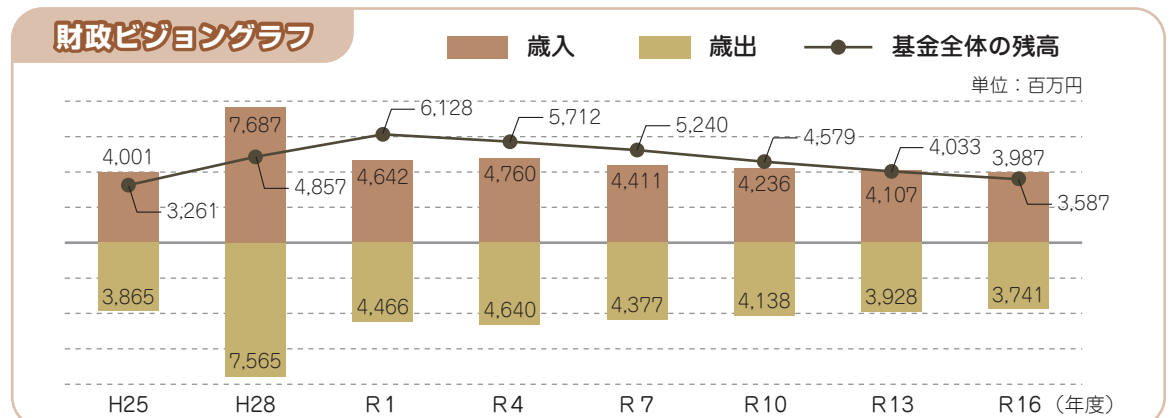


第5次総合計画の策定時（2010年）に作成した推計と現在の数値を比較すると、2025年時点で120%（2,174人／2,621人）と推計を上回る結果となっています。今後もこの傾向を維持していくため、本年作成した推計値を更に緩やかな人口減少に留めるよう、5年後の2030年（R12）の目標人口を2,467人に設定しました。

財政ビジョン

平成25年度以降の小谷村の財政規模は、ふるさと応援寄附金事業により大きく変動しており、ふるさと納税事業を除いた歳出決算ベースは概ね38億円から46億円で推移しています。ここから、村の借金返済にあたる公債費^{*}を除いた歳出額は平均で35億円となり、これが現行の行政サービスを維持するために必要な経費となります。

現行の交付税制度や地方税制度が向こう10年続くと仮定しても、前項の人口ビジョンの人口減少数を基に試算すると、交付税や地方税収入の減額が見込まれます。住民の将来負担を考慮し、地方債の発行を抑制するとともに、基金からの繰入に頼らない運営に変えていく必要があります。そのため、経常経費^{*}及び臨時的経費^{*}の削減を行うなど、よりコンパクトな行政運営が求められます。



^{*}公債費…借入金元利償還金 ^{*}経常経費…人件費、維持費、負担金など常にかかる経費
^{*}臨時的経費…工事請負費、施設修繕料など臨時的にかかる費用

基本構想

将来像

豊かな自然 力をあわせ 元気に暮らす小谷村

村の目標：目標人口と地域コミュニティの維持

先の人口ビジョンでも述べたように、全国的な人口減少により小谷村の人口も2040年（R22）には2,145人となる予測がされています。平成22年度に策定した「小谷村第5次総合計画」では2025年（R7）の人口を2,174人と予測していましたが、令和7年3月31日現在2,621人となり、平成22年度予測の1.20倍の人口推移となりました。今後も人口ビジョンの予測を上回る結果となるよう「目標人口と地域コミュニティの維持」を目標に、各施策に取り組んでいきます。

基本目標（5つの施策の柱）

基本目標

1

活力ある持続可能な村づくり *地方創生（総合戦略）事業

施策項目

- ① 村内への人の流れを創出
- ② 地域資源の活用
- ③ 生活の安心の確保
- ④ 魅力が高まる地域づくり

基本目標

2

皆が住み続けたい安心安全な村づくり

施策項目

- ① 消防・防災・減災体制の強化
- ② 交通安全と防犯対策の充実
- ③ 住環境の維持と充実
- ④ 持続可能な行財政運営

基本目標

3

健康で生きいき暮らせる村づくり

施策項目

- ① 生涯健康づくり
- ② 高齢者、障がい者福祉事業

基本目標

4

自然の恵みをチカラに変える村づくり

施策項目

- ① 地域資源を生かした観光振興
- ② 特色ある地場産業の振興

基本目標

5

未来へつなげる人と文化を育む村づくり

施策項目

- ① 地域で支える教育環境
- ② 生涯学習の振興
- ③ 生涯スポーツの振興
- ④ 文化活動の振興

活力ある持続可能な村づくり

1 村内への人の流れを創出

地域コミュニティを維持するために各地域の実情に即した支援を行うとともに、関係人口の量的拡大・質的向上を図りながら、都市と地方が互いに支え合える社会の実現を目指します。

また、国籍に関わらず移住者とも理解を深め、協力して地域コミュニティの維持に努めます。

2 地域資源の活用

人口が減っても活気のある地域・集落を維持していくために、地域の資源「ひと・もの・こと」を最大限に活用し、豊かな地域資源の循環や生活環境の向上を目指します。

3 生活の安心の確保

時代の変化や多様な住民ニーズに対応していくため、既存の支援制度や推進体制の見直しを柔軟に行い、住民の安心度が高まる施策を展開していきます。

4 魅力が高まる地域づくり

国が示す地方創生 2.0 基本構想を踏まえ、人口減少を正面から受け止め、人口規模が縮小しても地域コミュニティを機能させるべく適応施策を積極的に講じていきます。

関係人口の拡大・深化、官民協働の地域づくり活動を活性化させ、「強く」、「豊か」で、「新しく・楽しい」地方の実現に向け取り組み、人口の社会減少（転出）抑制を図ります。

皆が住み続けたい安心安全な村づくり

1 消防・防災・減災体制の強化

住民の生命、財産を災害から守るため、「小谷村地域防災計画」に基づく防災体制と防災機能の強化・向上に努めるとともに、地区防災マップと住民支えあいマップの策定によって、住民の防災意識の高揚と、地域コミュニティの強化による災害に強い、安全・安心な村づくりを進めます。

2 交通安全と防犯対策の充実

地域の生命線でもある道路については、国・県道改良事業では関係機関と連携し、早期着工、早期完成を要望し、村道については改良・維持補修・除雪の財源確保を図り、橋梁・トンネル・シェッドの維持管理は、長寿命化修繕計画により進め国や県による代行業業なども活用し、計画的に行います。

3 住環境の維持と充実

住環境を確保するため、上下水道は施設の維持管理を計画的、持続的に実施します。下水道加入及び合併処理浄化槽設置を促進して河川環境保護に努めます。し尿処理については、白馬山麓事務組合と構成2村により、維持管理コストがかからない処理施設の検討を進めます。

また、可燃ごみの減量化を進めるとともに、不法投棄の監視体制強化や公害の防止、環境保全促進の意識向上の啓発を進めます。

4 持続可能な行財政運営

年々変化する社会情勢や住民ニーズといった政策需要を把握し、施策や事務事業の選択を的確に行い、適切かつ効率的な行政運営を進めます。

各種計画に基づいた財源の確保と経常経費の削減により柔軟性のある財政構造を保ち、持続可能な財政運営に努めます。

健康で生きいき暮らせる村づくり

1 生涯健康づくり

あらゆる世代の住民が、心身ともに健康で自分らしく、幸福に暮らせることができるよう生涯健康づくりを推進します。

2 高齢者、障がい者福祉事業

高齢者福祉では、一人ひとりが大切な存在として尊重され、誰もが生きがいを持ち、住み慣れた小谷村で本人が望む暮らしが送れる地域共生社会の実現のため、保健・福祉・医療や地域全体で高齢者を支える「地域包括ケアシステム」の深化・充実を図ります。

高齢者などの要介護認定者の主たる疾病の約4割を占める「認知症」について、認知症施策の充実を図

ります。認知症予防や、認知症になってもその人らしく住み続けられる地域づくりを進めます。

障がい者福祉では、自己決定の尊重と意思決定の支援を基本にサービスを実施するとともに、誰もが尊重しあい、活躍できる共生社会の実現に向けた取組を進めます。また、小谷村社会就労センター及び地域活動支援センターの利用促進を図り、社会参加を促すとともに就労しやすい環境づくりに努めます。

心身共に健康で過ごせるよう、生活への不安を抱える方の相談体制を強化するとともに、見守り活動などを推進します。

基本目標

4

自然の恵みをチカラに変える村づくり

1 地域資源を生かした観光振興

先人から引き継いできた里山の原風景と暮らしが残る小谷村の価値を再認識し、観光資源となりうる地域の魅力をあらためて見つめ直し、地域資源を最大限に活かした観光振興に取り組みます。

国立公園をはじめ自然環境を保全しながら、大北3市村の大町市、白馬村、小谷村の関係団体で構成する一般社団法人 HAKUBA VALLEY TOURISM を中心として、広域的な観光誘客を進めます。また、里山を活用した電動自転車による自転車観光を推進します。

長野県宿泊税を財源とする交付金を有効に活用し、観光客の満足度・利便性向上に資する観光施策を推進します。

2 特色ある地場産業の振興

里山を環境資源にとらえ、美しい景観の保全や鳥獣対策に努めるとともに、農林業の担い手となる経営体の確保・育成に努めます。

そば、山菜、きのこ、雪中野菜、野豚など特色ある作物の安定供給と販路拡大や、企業や大学などとも連携し、地域資源を活用した特産品や手工芸品の高付加価値化に取り組み、消費者層の拡大と生産者の所得向上を図り新たな雇用機会の創出を目指します。

雇用機会の拡大を目的として、各機関が連携して村内中小企業の育成、住民雇用の拡大、雇用創出の取組を積極的に行います。

少子高齢化、担い手不足により農業者が減少しています。今後は効率のよい農作業を目指し農地の維持保全を図る必要があり、集落営農や営農法人による作業のネットワーク化を進めます。

異常気象に対応した施策の検討を進める必要があります。

基本目標

5

未来へつなげる人と文化を育む村づくり

1 地域で支える教育環境

「子育て」環境の充実を図り、“おたりの子どもたち”の健やかな成長を地域全体で支援します。

おたりの子どもたちが、規則正しい生活習慣を身につけ、小谷村の自然、文化などの様々な体験や経験を通し、幅広い視野・見識を持てるような学びの充実を図ります。

2 生涯学習の振興

住民が気軽に生涯学習活動ができる各講座やニーズに合った教室を企画していきます。また、講師等が不足しないよう人材の育成や支援、近隣市町村と連携した取組を進めます。

各種団体、サークルが活性化するよう積極的な情報提供を行い、活動に対する支援を行います。

あらゆる人権上の課題に対して、学校、家庭、地域、企業、職場を通じて人権教育を推進します。

3 生涯スポーツの振興

住民がスポーツを自発的に楽しみ、スポーツを通じて体力づくり、健康増進が実践できる場を提供します。総合型地域スポーツクラブのさらなる充実を図り、各サークル、団体等への活動支援を行うとともに、指導者の人材の確保や育成に取り組みます。

地域特性を活かしたスキー活動の強化支援とスポーツ全般におけるジュニア期の総合的な競技力の向上に資する取組を行います。

4 文化活動の振興

村に残る様々な文化財や伝統芸能を後世に伝えていくため、文化財の保護、保存や後継者の育成に努めます。また、これらを活用した学習活動等を行うことで、村の歴史や文化に対する理解を深めるとともに、引き続き文化財の指定、継続的な保護活動に取り組みます。

大北地域の5図書館では、どこでも本の貸し出しや返却ができる相互貸借の仕組みが構築されており、今後も、5図書館で連携しながらさらなる住民サービスの向上、利用促進に取り組みます。



村章

昭和43年9月3日制定

小谷村のかしら文字「オ」を図案化し、雄大な山と清流の川を形どり、円は村民の和・団結・協調を意味し、未来に向かって限りなく発展する姿を象徴する。



村花「大山ざくら」

昭和63年7月13日制定

村内各地に古くから自生し、長い冬を耐え春を迎える村人に親しまれ愛されてきたこの高木の桜は、耐雪性に富み、将来に向け植樹も容易である。

花は大きく色は赤味が強く鮮やかで、残雪の早春に気高く爛漫と咲く様は限らない発展を願う村のシンボルにふさわしい。



村木「ぶな」

平成20年9月17日制定

白い木肌、新緑と黄葉が魅力的な木で、村内各所に古くから自生し、深山の風雪に負けることなく高く生い茂る姿は、力強い生命力が感じられる。

水を蓄え、国土を守る自然の営みの根幹をなすぶなの森は、豊かな自然の象徴として、村の発展をこの森の姿に重ね、未永く愛し守り継ぐ。

村民憲章

昭和53年10月28日制定

(前 文)

中部山岳、妙高戸隠連山、二つの国立公園に抱かれ、中央を流れる姫川とスキー場、温泉、古街道や美しい自然は人々の心を慰めてくれます。

祖先から受け継いできた伝統、民族文化と素朴な人情味、地道な仕事への熱意は郷土の誇りであります。

私達小谷村民は地勢の厳しさを克服して新しい時代にふさわしい視野に立ち、住みよい豊かな村づくりに願いをこめ、ここに村民憲章を制定します。

(本 文)

- 一、清き流れの姫川を守り
緑ゆたかな山々を愛しましょう。
- 一、ふる里の民族文化を継承し
より高い伝統を創りましょう。
- 一、あたたかい家庭をつくりみんなで助け合って
健全で明るい村を築きましょう。
- 一、勤労に励み知恵と力を出し合って
豊かな産業を育てましょう。
- 一、広く視野を養い厳しい自然に打克って
輝く未来を拓きましょう。

小谷村第6次総合計画 後期基本計画《ダイジェスト版》

発行日 令和8年3月

発 行 小谷村

〒399-9494 長野県北安曇郡小谷村
大字中小谷丙 131 番地
電話 0261-82-2001

印 刷 有限会社北辰印刷

〒398-0002 長野県大町市大町 3871 番地 1
電話 0261-22-3030